

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第四部 労働組合と政治・社会運動

I 社会保障闘争

2 医療法改悪反対のたたかい

八三年三月、第九八通常国会に提出されて以降、継続審議、廃案、継続審議を繰り返し、第一〇三臨時国会に持ち越された「医療法一部改正案」は、八五年一月一四日の衆議院社会労働委員会から審議が再開された。

全日本民医連、新医協、保団連など六団体で組織している医療団体連絡会議(医団連)は、「医療法」の改定は、(1)医療供給に関することが、法によらず、厚生省令など行政の腹づもりひとつで決められる。

(2)公的医療費抑制政策を医療供給体制の面から推し進めるものであり、公的医療供給体制の縮小再編成をめざしている。国民の医療を受ける機会をせばめるものである。

(3)医療への公的責任の棚上げ、公的支出の削減は、国民の自活力と民間活力で医療要求を処理させようとするものである。

(4)地域医療計画の策定を都道府県に義務づけることによって、医療圏を設定させ、医療機関のランクづけや施設数、病床の数や種別の制限など、医療機関に対する政府、都道府県の統制を強めることになる。

などの理由で反対してきた。

一方、日本医師会は、臨時国会開会の翌日、医療法改定案の早期成立の方向へ政策転換をおこない、政府と法案修正の話し合いに入っていることを明らかにした。厚生省は、「二一世紀に向けての医療制度のあり方について——期待される医療法の改正」をまとめ、成立に向けての広報活動に力をいれだした。

国会での審議は、一月一四日の衆議院社会労働委員会から始まったが、同時に「老人保健制度の見直し」、「退職者医療制度に関連する国保財政逼迫への財政措置」なども取り上げられた。また、審議が山場にさしかかった「共済年金四法案」ともからみ、審議が進められた。一月二八日、この法案は、委員会で一部修正のうえ付帯決議をつけ賛成多数(賛成=自・社・公・民・社民、反対=共)で可決され、二月三日、衆議院本会議で可決されて参議院に送付された。修正は、付則を含めて二項目、付帯決議は七項目になっている。

こうした状況下で医団連は、一月二六日、「医療改善・社会保障予算の増額を要求する一一・二六中央行動」を組織し、厚生省交渉や国会議員にたいする要請をおこなった。

参議院では延長国会の終盤になって、二月一九日、社会労働委員会で付帯決議(一〇項目)をつけて可決(自・社・公・民が賛成、共反対)、二〇日、参議院本会議で可決成立した。

八六年一月二〇日に開かれた「健康保険改悪反対・国民の医療を守る中央連絡会」の第一八回

総会は、「成立した医療法改正について」声明を公表、今後は、都道府県段階において、計画策定作業を住民に公開することや医療審議会の構成メンバーに住民代表を参加させることなどを要求するとともに、予測される事態を国民に訴え都道府県段階での健保共闘組織の奮闘を呼びかけた。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
